

高島市 (滋賀県)

(2005年4月20日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年1月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：55,451人(高齢化率 ⁽²⁾ 22.3%)	面積 ⁽³⁾ ：511.36k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：30人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：719人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：28,490,332千円		
うち、地方税5,248,412千円、地方交付税8,216,498千円		
合併特例債発行予定額17,000百万円/同限度額33,000百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業6.8%、第二次産業38.1%、第三次産業55.1%		

(出典)(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2003年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)2004年度一般会計予算。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧マキノ町	6,210人	27.2%	78.34k m ²	12人	82人	0.35	86.8%
旧今津町	13,702人	24.5%	122.74k m ²	14人	122人	0.42	86.4%
旧朽木村	2,482人	32.0%	165.77k m ²	10人	42人	0.16	77.7%
旧安曇川町	14,559人	24.2%	48.47k m ²	16人	103人	0.45	79.9%
旧高島町	7,160人	25.4%	63.20k m ²	12人	77人	0.28	85.3%
旧新旭町	11,752人	21.2%	32.84k m ²	14人	93人	0.45	82.5%

(出典)(1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的 < 合併の大きな流れ、 財政状況、 少子高齢化 > 広域連合等地域の一体的な取組みもあり、各議会において合併協議の決議がされるなど、合併への流れが作られてきた。
(2) 合併のプロセスで重視したこと < 関係市町村間の合意、 新事務所の位置、 新市の名称 > < 最も重視したことの具体的な内容 > 合併協議会の離脱、再加入等もあり、合併への温度差のある町村間の思いを1つにすることを重視した。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等 < 首長、 議会・議員 > < 合併推進の具体的な活動 > 首長の合併協議における事前調整を町村長会議等で行い、問題解決を図ってきた。

4 . 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
任意協議会設置の1年前に、関係町村で研究会を設置し、事務事業調査や協議会設置等の研究協議を行った。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
協議したことはない。現在もない。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
郡の構成市町村、 広域連合の構成市町村、 広域市町村圏の構成市町村、 生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
特になし。	
(5) 任意の合併協議会 (設置期間 : 2002 年 4 月 1 日 ~ 2002 年 9 月 30 日)	
構成メンバー	首長、議員各 2 名、住民各 2 名、都道府県職員(地域振興局長)、大学等の研究者 1 名、広域的有識者...福祉法人理事長、地域観光協会長 計 34 名
運営上の工夫	協議会の会議運営で、各協議項目について 1 回目の会議は提案、2 回目に協議、3 回目で確認とし、その間に協議会広報誌等で内容を住民に周知し意見等を受けることとした。
(6) 法定協議会 (設置期間 : 2002 年 10 月 1 日 ~ 2004 年 12 月 31 日)	
住民発議等	有 (直接請求・住民発議) ・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、議員各 2 名、住民各 2 名、都道府県職員(地域振興局長)、広域的有識者...福祉法人理事長、地域観光協会長 計 33 名
運営上の工夫	任意協議会と同様の協議会運営と住民周知、意見聴取。
(7) 基本 5 項目 (方式、 期日、 名称、 事務所の位置、 財産)	
< 協議を行ううえでの工夫 > 基本 5 項目を当初の協議項目とした。(先行例で、基本項目を合併協議の後半としたことで協議が止まったこともあり、協議会設置の当初に協議することとした。)	
< 協議開始および決定の時期 >	
	(方式) (期日) (名称) (位置) (財産)
協議開始 :	02 年 11 月 02 年 11 月 02 年 11 月 02 年 11 月 02 年 12 月
合 意 :	02 年 11 月 02 年 11 月 03 年 3 月 03 年 6 月 03 年 3 月
< 決定に至るまでに最も難航した項目と解決策 >	
	名称
一度決定した名称を、住民の署名をもって変更申出があり、協議会で往復八ガキによる名称の住民意向調査を行い、その結果を含め再協議により名称を変更することになった。	
< 基本項目 「合併の方式」の決定理由 >	
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 編入
生活圏を 1 つとして一体感を持つ地域で、町村規模に大きな差異がないこと等による。	

<p><基本項目 「合併の期日」の決定理由> 2005年1月1日合併</p> <p>当初は、事業・会計年度の間中期である2004年10月1日としていたが、関係町村に途中離脱、その後の再加入等があり合併期日を3ヶ月間延期した。(電算構築期間等必要)</p>				
<p><基本項目 「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無</p> <p>決定手続:公募 小委員会で名称絞込み 全体会議で小委員会選定の名称をもとに決定(投票) 選定理由:歴史のある地名で地域を表している名称。</p>				
<p><基本項目 「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設・新規建設</p> <p>関係町村で建設候補地を出し協議、確認した。建設予定地は、町有地で距離的にも地域の中間点で官公署も多いこと等により確認した。(建設されるまでの間の事務所は建設年の新しい役場庁舎とする) (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>				
<p><基本項目 「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。</p>				
<p>(8)新市建設計画(計画の対象:全市 or 編入された区域 *編入合併の市のみ)</p>				
<p>計画の期間: 10カ年 理由 合併特例債充当期間等を勘案した。</p>				
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>協議会委員とは別に、建設計画策定委員会を設置し、委員55名で行政分野別の分科会で協議し、新市建設計画案を策定した。</p>				
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>新事務所および公立病院の建設の是非と建設する場合の位置で協議が難航、結果事務所は確認したが、病院は新市発足後に検討委員会を設置することで覚書を交わし収束した。</p>				
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>関係町村、地域のそれぞれの特性を生かした均衡ある発展をめざすこととした。</p>				
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容></p> <p>関係町村の企画担当者の部会での協議により、町村計画の盛り込み調整を行った。各計画の共通、広域、継続的な項目を盛り込むこととした。</p>				
<p>単位:百万円 ()は%</p>	<p>合併前 (2002年度)⁽¹⁾</p>	<p>財政計画</p>		
		<p>2005年度</p>	<p>2009年度</p>	<p>2014年度</p>
<p>歳入合計</p>	<p>29,518</p>	<p>27,286</p>	<p>25,237</p>	<p>24,780</p>
<p> 地方税</p>	<p>5,746(19.5)</p>	<p>5,403(19.8)</p>	<p>5,399(21.4)</p>	<p>5,393(21.8)</p>
<p> 地方交付税</p>	<p>10,114(34.3)</p>	<p>10,149(37.2)</p>	<p>10,409(41.2)</p>	<p>10,677(43.1)</p>
<p>歳出合計</p>	<p>28,487</p>	<p>27,286</p>	<p>25,237</p>	<p>24,780</p>
<p> 人件費</p>	<p>4,780(16.8)</p>	<p>5,572(20.4)</p>	<p>5,090(20.2)</p>	<p>3,929(15.9)</p>
<p> (参考:一般職員数)</p>	<p>(519人)</p>	<p>(720人)</p>	<p>(665人)</p>	<p>(562人)</p>
<p> 公債費</p>	<p>3,374(11.8)</p>	<p>3,856(14.1)</p>	<p>4,517(17.9)</p>	<p>4,514(18.2)</p>
<p> 普通建設事業費</p>	<p>7,837(27.5)</p>	<p>5,406(19.8)</p>	<p>3,335(13.2)</p>	<p>3,312(13.4)</p>

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布 (全 29 号。配布方法：自治会を通じて配布、一部郵送) ・ 住民説明会の開催 (延べ 18 回開催、延べ 1,800 人参加) ・ H P の開設 (2002 年 5 月開設、月 1 回定期更新、アクセス数 - 回) 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員の協議会事務局への派遣 (人件費の 1 / 2 を県負担) ・ 市町村合併支援特例交付金交付 (合併後のまちづくり等支援、5 年間で 6 億 5 千万円交付) 	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	10,790 千円
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民のまちづくり意向調査等、建設計画策定調査分析委託 ・ 電算システム構築設計委託

5 . 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有 (定数特例 (定数 人) ・ 在任特例 (在任期間 年 ヶ月)) ・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	主には、議員減少により人件費の削減による合併効果を上げるため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005 年 7 月 19 日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	農業委員会事務に空白期間をつくるべきでないため、関係町村の任期である 2005 年 7 月 19 日まで適用。
(3) 三役	
旧マキノ町	町長は退職、助役は不在、収入役は退職。
旧今津町	町長、助役、収入役は退職。
旧朽木村	村長は新市の教育長、助役は不在、収入役は退職。
旧安曇川町	町長は退職、助役は不在、収入役は退職。
旧高島町	町長、助役は退職、収入役は不在。
旧新旭町	町長は新市の市長、助役は退職、収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	<ul style="list-style-type: none"> < 定数の削減 > 10 年間で 160 名削減 (現在の普通会計の一般職員 720 名を) < 新規採用の抑制 > 2005 年度から 10 年間、退職者 8 名に対し採用は 1 名の予定

給与の調整	<p>< 給料表の統一 > 保健師の給料表を、行政職給料表と医療職給料表との適用があり、医療職給料表(3)に統一した</p> <p>< 給与の再調整・再計算 > 市の給与関係規則の経過措置に基づき合併後に調整する</p>	
役職の調整	<p>参事級以上の管理職について、筆記・面接試験を実施し、一定の調整を行った。</p>	
(5) 組織・機構の整備方法		
<p>合併と同時に、部・課とも完全に統合。</p>		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
<p>該当なし。</p>		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無</p>	
その理由	<p>各審議会は公募委員を含めた委員 20 人以内で、設置期間は合併の日から 10 年間とする。設置理由は、新市建設計画をもとに合併関係町村の特性を生かし均衡あるまちづくりを進めるため。</p>	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
入湯税	<p>マキノ町 1人1日 150円</p> <p>朽木村 1人1日 75円</p>	<p>合併後 1人1日 150円</p>
(9) 上下水道使用料(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする(上水道))		
上水道料金	<p>関係町村間の使用料格差が大きく、当面は現行のとおりとし、合併後の 2010 年度から調整し、統一する</p>	
下水道料金	<p>従来から同一金額のため調整不要</p>	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする)		
例外措置	<p>各施設の使用料等は、合併後に規模、設備、建築年数等を考慮して調整することとし、当面は現行どおりとする。</p>	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針: 負担の低い方に合わせる)		
賦課徴収方法	<p>保険税方式 (4方式)</p>	<p>同 左(変更なし)</p>
所得割	<p>旧マキノ町 5.8%</p> <p>旧今津町 4.8%</p> <p>旧朽木村 5.2%</p> <p>旧安曇川町 5.3%</p> <p>旧高島町 4.8%</p> <p>旧新旭町 4.6%</p>	<p>2005年4月1日から4.8%に統一</p>
資産割	<p>旧マキノ町 33%</p> <p>旧今津町 22%</p> <p>旧朽木村 42%</p> <p>旧安曇川町 22%</p> <p>旧高島町 19%</p>	<p>2005年4月1日から19%に統一</p>

	旧新旭町 25%	
均等割	旧マキノ町 20,000 円 旧今津町 21,000 円 朽木村 20,000 円 旧安曇川町 18,000 円 旧高島町 20,000 円 旧新旭町 22,000 円	2005 年 4 月 1 日から 20,000 円に統一
平等割	旧マキノ町 20,000 円 旧今津町 22,000 円 旧朽木村 23,000 円 旧安曇川町 21,000 円 旧高島町 22,000 円 旧新旭町 24,000 円	2005 年 4 月 1 日から 22,000 円に統一
(12) 介護保険事業 (調整方針: 従来から同一金額のため調整不要)		
第 1 号被保険者の月額基準保険料	2,950 円	
(13) 電算システムの取扱い (その他)		
整備方法	5 町 1 村・1 広域連合が保有する多種、多様なシステムを統合し、新システムを構築するに当たり現行システムの統合方法として (バージョンアップ型) (集約型) (継続型) に分けて構築した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	関係町村の意向をもとに、全て大字は削除し、マキノ町・今津町・安曇川町・新旭町は町名を残し、朽木村は村の字を取って残し、高島町は旧町名を残さないこととした。	

6 . 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果: 11,980 百万円 / 10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定 (2005 年度頃)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定 (2005 年度頃)
(3) 合併による効果	
<p>< 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開 > 情報 IT ネットワークの整備や観光拠点の連携、公共施設の活用等、市全域の施策が展開できる。</p>	
<p>< 重点的な投資による基盤整備の推進 > 新市建設計画に市の均衡ある発展をうたい、関係町村の特色 (環境・観光・農林水産業等) をもった事業等、重点施策を推進する。</p>	

< 行財政の効率化 >

合併によるスケールメリット（人件費削減、合併財政支援等）を生かした行財政運営が図れる。

（４）合併による問題点と解決策

< 人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる >

関係町村に従来の職員数の 1 / 3 程度を残す支所を置き、地域の住民サービスの提供を行う。

< 中心部と周辺部の格差が増大する >

各関係町村に地域審議会を設置し審議会委員の意見等をもとに、新市建設計画にうたう均衡ある発展を図る。

< 先行的な政策や条例等を新市に引き継げるとは限らない >

協定項目の協議原則（一体性・住民福祉向上・負担公平・健全財政・行革推進・適正規模準拠）をもとに、個別の施策のみでなく総合的視野から、市全体の住民サービスの向上を図る。

（５）残された課題

- ・ 合併協議で重点的に協議、長期間協議を要した協定項目の取組み。
- ・ 職員の旧町村間で生じていた給与格差の調整。